

4 中子政第86号  
令和4年4月13日

中野区児童福祉審議会委員長 様

中野区長 酒 井 直 人

中野区児童福祉審議会への諮問について

中野区児童福祉審議会条例（令和3年中野区条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

(1) 条例第2条で定める所掌事項

(2) 里親家庭で生活する子どもの権利擁護推進のための第三者関与の仕組みについて

2 1(2)の諮問理由

児童養護施設及び乳児院等については、各施設が第三者委員を設置しているが、里親については第三者委員の仕組みがない。里親の家庭で生活する子どもの声を第三者が聴き、尊重をする仕組みを構築することにより、里親に委託されている子どもの権利が保障されるとともに、最善の利益が確保されたものとするため。